

令和〇年〇月〇日

住民のみなさまへ

土砂災害防止法に基づく現地調査（立入り）のお知らせ

千葉県 〇〇土木事務所

調査の目的

- ・土砂災害防止法は、土砂災害から皆さまの命を守るため、土砂災害のおそれのある場所を土砂災害（特別）警戒区域として指定することにより、区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものです。
- ・今回の調査は、区域の設定にあたり、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査するものです。

調査内容と期間

- ・測量用の赤白のポールや巻尺などを使用し、がけの高さや建物とがけまでの距離などを計測します。また、がけの写真を撮って記録します。
- ・家屋内の調査はありません。
- ・調査は、令和〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）にかけて行います。（上記期間のうち、調査時間は半日程度です。）

調査へのご協力をお願い

- ・現地調査（立入り）の際には、改めてお声がけさせていただきます。

お問合せ先（現地調査）

調査会社 株式会社〇〇
担当者：〇〇課 〇〇
連絡先：
発注者 千葉県〇〇土木事務所
担当者：〇〇課 〇〇
連絡先：

調査結果について

- ・調査結果については、調査完了後の〇〇頃、千葉県ホームページに公表する予定としております。
- ・<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>（河川環境課 HP）

千葉県 土砂災害警戒区域

検索



- ・<http://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/portal/>（ちば情報マップ）

ちば情報マップ

検索



区域に指定されると

- ・地図上で、黄色で塗られた範囲が土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）に相当し、土砂災害のおそれがある区域となります。
また、赤色で塗られた範囲が土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）に相当し、土砂災害が発生した場合、建築物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域となります。
- ・調査結果をご覧いただき、区域内にお住まいの方におかれましては、大雨や長雨の時は気象情報や防災情報を確認し、早めの避難準備、避難行動を心がけてください。
- ・がけ崩れ発生を目安となる情報として「土砂災害警戒情報」を公表しています。
土砂災害警戒情報は、ホームページ、テレビ、ラジオ、防災無線等で発表します。
その際は、安全な避難を心がけましょう。

千葉県土砂災害警戒情報システム

検索

- ・調査結果の区域は「指定予定（特別）警戒区域」として、市町村が発令する土砂災害に係る避難指示等の対象となります。※
- ・大雨が降り続いて避難できない時は、2階や崖から遠い部屋に避難し、命を守る行動をお願いします。

※警戒避難計画に関する記述は市町と調整して文面を決めてください。

お問合せ先（調査結果について）

千葉県〇〇土木事務所調整課

連絡先：

〇〇市（町）〇〇課

連絡先：

千葉県県土整備部河川環境課土砂災害対策室

連絡先：

〇〇土木事務所・〇市（町）で縦覧もできます。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

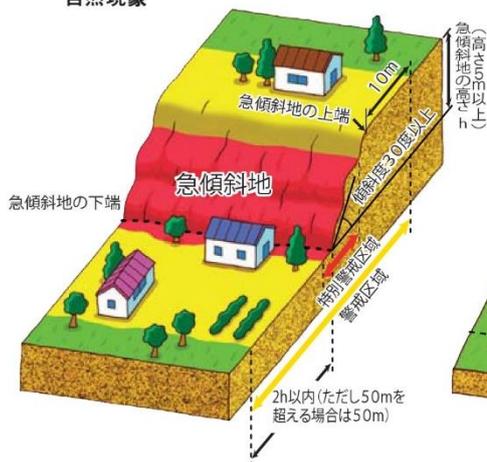
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

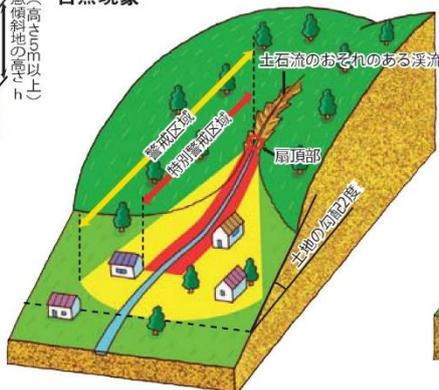
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



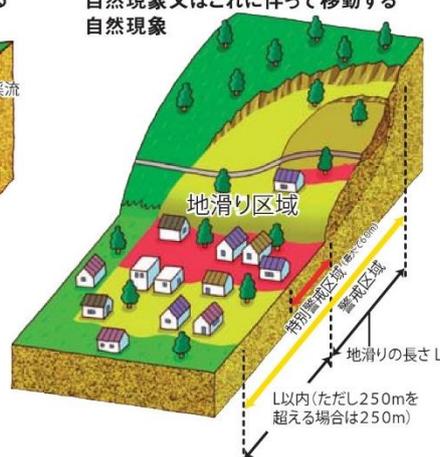
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

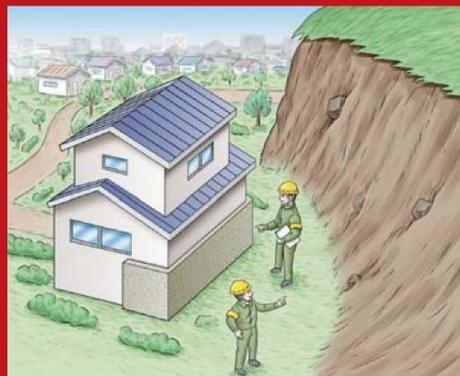


警戒区域では



警戒避難体制の整備

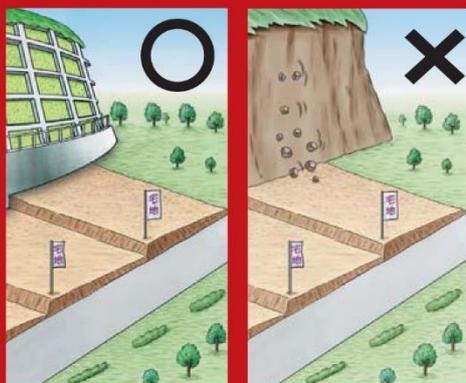
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】



建築物の構造規制

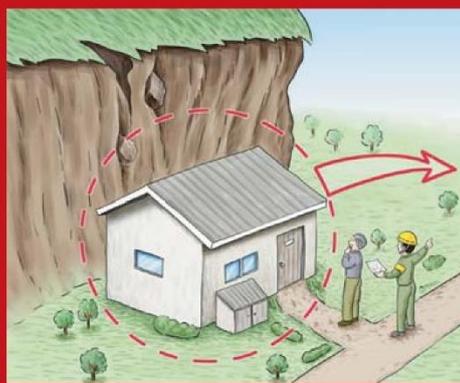
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

お問い合わせ先

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会